

医政研発 0515 第 20 号

令和 7 年 5 月 15 日

各 認定再生医療等委員会設置者 殿

厚生労働省医政局
研究開発政策課長
(公 印 省 略)

「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令」、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則」等の取扱いについて

標記につきまして、別添のとおり各都道府県、保健所設置市、特別区衛生主管部（局）長宛てに通知いたしましたので、御了知の上、関係団体、関係機関等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。